



お知らせ

【要予約】マイナンバーカード
申請・受取(時間外・休日)

日 6月10日(火)・26日(木)
午後5時30分～7時30分
6月15日(日) 午前9時～正午
所 市民課(市役所1階)
問 マイナンバーお問い合わせダイヤル
☎ ②8303(市役所1階)

町名表示板、住居番号表示板の
再交付を受け付けます

住居表示制度が実施されている地域
(住所が○番○号で表示されている地
域)では、玄関又は門など建物の入口
付近に「町名表示板」「住居番号表示
板」を表示しなければなりません。表
示板が剥がれたり、文字が読みにくか
ったりする場合は、無料で交付します
ので、お問い合わせください。
申 6月30日(月)までに電話で申込み
※町名・住居番号表示板(例)

田島2丁目 6-1

問 市民課窓口サービス係
☎ ②8204(市役所1階)

「誰でも、どこでも、自分らしく」
男女共同参画週間

毎年6月23日～29日の1週間は「男
女共同参画週間」です。職場で、学校
で、地域で、家庭で、性別に関わらず、
それぞれの個性と能力を発揮できる「男
女共同参画社会」を実現するためには、
一人ひとりの取組が必要です。この機
会に、“あなたができることは何か”を
考えてみませんか。
問 人権・部落差別解消推進課啓発推
進係 **☎** ②8017(市役所別館1階)

ご存知ですか？
行政相談委員



国や県、市役所が行っている仕事につ
いて、分からないことや困っていること
はありませんか。総務大臣が委嘱する身
近な相談相手である行政相談委員にご
相談ください。市内6人の行政相談委
員が、解決のための助言や関係機関へ
の通知などを無報酬で行います。

■ 相談例
・道路を補修してほしい
・登記、年金、健康保険のことなど、
どこで手続きを行えば良いか分からない
※相談は無料で、秘密は厳守します。

■ 担当行政相談委員
・日田地域 井上太香美 氏
・天瀬地域 日隈 彰 氏
・大山地域 柿本真次 氏
・前津江地域 梶原智子 氏
・中津江地域 武原峰子 氏
・上津江地域 武原文子 氏
※日程は、無料相談(26ページ)「定
例行政相談」でお知らせしています。
問 総務課行政係(3日以内窓口)
☎ ②8233(市役所1階)
総務省大分行政監視行政相談センター
☎ 097-532-3715

日本年金機構を装った
不審な電話にご注意ください

年金事務所の職員を名乗り、「保険料
の納めすぎによる還付金があります」な
どと、近くのATM(現金自動預け払い
機)に行くよう指示し、現金を振り込
ませたり、年金の支払のために必要な
こととし、口座番号等の個人情報回答
させたりする事例が確認されています。
怪しいと感じたら、まずお近くの年金事
務所にお問い合わせください。

問 日本年金機構日田年金事務所
☎ ②6174
健康保険課国保・年金係
☎ ②8271(市役所1階)



ボランティア登録をしませんか

個人や団体で道路や公園、河川等の
公共の場所を清掃するときに、ボラン
ティア登録をしていると、ボランティア
袋が無料で交付されます。
問 環境課生活環境係
☎ ②8208(市役所2階)

参加団体に清掃用品を支給
水郷のまちクリーンアップ制度

企業や団体が公園や道路、河川等のう
ち一定の管理区域を定め、環境美化
活動に取り組む制度です。市ではこの
活動に対し、清掃用品を支給する等の
支援を行っています。
■ 主な支給品 軍手、ボランティア袋、
火ばさみ、ほうき、ちりとり 等

問 環境課生活環境係
☎ ②8208(市役所2階)

日田市中小企業
融資制度(夏期資金)



対 市内中小企業者で、引き続き1年以
上同一の事業を営んでいる人
■ 融資額
50万円以上400万円以内
■ 保証人 原則、無担保無保証人
■ 利率 1.7%(変動有り)
■ 保証料 保証協会が定める率
(年0.41～1.86%)

※市が保証料を全額補助します。ただし、
融資条件によっては一部補助となります。

■ 貸付期間
7月1日(火)～11月28日(金)
■ 返済方法
期日一括返済又は月賦均等返済
申 6月16日(月)～7月15日(火)に、日田
商工会議所(**☎** ③3184)又は日田
地区商工会(**☎** ⑤2976)に申込み
問 商工労政課産業振興係
☎ ②8239(市役所3階)

就業規則作成に係る
費用を助成します



内 働きやすい職場環境づくりとワーク・
ライフ・バランスを推進するため、「育
児・介護休業について」等を導入し
た就業規則の作成費用の一部
対 ・労働者10人未満の事業所で、市内
に本社又は事業所を有する事業主
・社会保険労務士へ新たに就業規
則の作成を依頼し、労働基準監督
署へ届け出ていること 等

■ 助成額
上限10万円
問 商工労政課雇用移住促進係
☎ ②8383(市役所3階)

産直野菜ミニハウス等の
施設導入費を補助します



令和8年度分のミニハウス等の施設導
入の要望を受け付けます。

内 ①ミニハウス(上限500㎡)
②遊休ハウスの張替等(上限500㎡)
③かん水施設 ④管理機
①～④の導入に要する経費
※③④は、①と併せた導入が条件です。
対 市内在住者で、直売所等へ出荷する
ことを目的に、ミニハウスを活用して多
品目の野菜栽培に取り組んでいる人
■ 補助率(上限額100万円)
①②資材費の3分の2以内
③資材費の2分の1以内
④購入費の2分の1以内
申 7月31日(木)まで
※詳細は下記にお問い合わせください。
問 農業振興課生産流通推進係
☎ ②8211(市役所3階)

「うまみだけ」
種駒購入費を補助します



大分県の乾しいたけブランド「うまみだ
け」対象品種の生産者を対象に、種駒
購入費を補助します。

内 令和7年に購入・植菌した対象品種
の種駒数から2万駒を減じた駒数
対 ゆう次郎、にく丸、新908、金太郎、
115、193、240、とよくに
■ 補助額 1駒当たり1円(上限12万円)
■ 補助要件 次の全てに該当すること
・年間5万駒以上を購入・植菌していること
・令和7年の種駒数が、前年又は過去
3年実績平均の種駒数より増加して
いること、かつ令和8年の植菌の種
駒数を増加する計画を有すること
・県の認定を受けた「うまみだけ登録
者」であること

申 令和8年3月31日(火)まで
問 林業振興課林業振興係
☎ ②8362(市役所3階)

林業安全装備品の
購入費を助成します



内 林業従事者の労働環境改善を目的
とした、防護機能を有する安全装備
品の購入費
対 伐木等の業務に係る特別教育を受
講し、年間を通じて林業作業に従事
する、次のいずれかに該当する人

①認定林業事業体
林業作業従事者(短期を除く)
②一人親方等
労災保険の加入が確認できる人
③新規就業者
雇用主の証明等によって①②の条件
を満たす見込みが確実である人
※詳細はお問い合わせください。
■ 助成率 購入費の2分の1以内
■ 対象装備品と助成金の上限額
・防護ズボン・チャップス 一着9千円
・安全靴・地下足袋等 一足6千円
問 林業振興課森林整備係
☎ ②8212(市役所3階)

健康・福祉

認知症サポーター
養成講座



内 認知症を正しく理解し、認知症の人
とその家族を見守り支える「応援者」
になるための養成講座
※受講者には、認知症サポーターの証
である「オレンジリング」をお渡しします。
日 6月14日(土) 午前10時～11時30分
所 市役所7階 中会議室
定 30人 **費** 無料
申 6月12日(木)までに電子申請
(右記二次元コード)又は下
記に電話で申込み
問 長寿福祉課長寿福祉係
☎ ②8299(市役所1階)



5歳児発達相談会



子どもの健やかな成長や発達を促すと
ともに、安心して小学校に入学する準
備のために発達相談会を実施します。
内 落ち着きがなく、対応が難しい、困っ
ている癖やこだわりがある、一人遊
びが多く友達とうまく遊べない、言葉
がはっきりしない 等
日 6月18日(水) 午前9時30分から
所 ウェルピア
対 令和2年4月2日～7月31日生まれの
子どもと親又は家族等
■ 相談員 医師、臨床心理士、言語
聴覚士、児童発達支援センター職
員、教員、保健師 等
申 6月6日(金)までに電話で申込み
問 健康保険課健康支援係
☎ ②3000(ウェルピア)

自死によって親を失った児童生徒へ
給付金が支給されます

大分県青少年育成県民会議では、自死
によって親を失った児童生徒を対象に
入学・卒業祝等の援護活動をしています。
内 ・入学祝金 5万円
・中学卒業祝金 10万円
・修学旅行助成金 2～3万円
対 県内に居住し、県内の小・中学校に
通学する自死遺児
※申請希望者は大分県青少年育成県
民会議事務局にお問い合わせください。
問 大分県青少年育成県民会議事務局
☎ 097-506-3075
FAX 097-506-1745
社会教育課生涯学習推進係
☎ ②6868(アオーゼ)



「第十二回特別弔慰金」
戦没者等のご遺族の皆さんへ

今日の日本の平和と繁栄の礎となった
戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、
国として改めて弔慰の意を表するため、
戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支
給します。

対 戦没者の死亡当時のご遺族で、令
和7年4月1日(基準日)において「恩
給法による公務扶助料」や「戦傷病
者戦没者遺族等援護法による遺族
年金」等を受けている人(戦没者等
の妻や父母)がいない場合に、次の
順番による先順位のご遺族一人
①令和7年4月1日までに戦傷病者戦
没者遺族等援護法による弔慰金の
受給権を取得した人

②戦没者等の子(戦没者等の死亡当
時の胎児を含む)
③戦没者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
④①～③以外で戦没者等の死亡時
まで引き続き1年以上の生計関係を有
していた、三親等内の親族

■ 支給額 額面27万5千円
(5年償還の記名国債)
■ 請求方法
令和10年3月31日までに、下記又
は各振興局の窓口で申請
※請求期限を過ぎると、第十二回特別
弔慰金を受けることができなくな
ります。ご注意ください。

問 福祉総務課福祉総務係
☎ ②8203(市役所2階)